

# 運転免許取得助成事業交付要綱

平成27年3月24日制定

平成31年3月20日改正

令和3年3月19日改正

公益社団法人 鹿児島県トラック協会

## (目的)

第1条 公益社団法人鹿児島県トラック協会（以下「当協会」という。）は、会員事業者（以下「会員」という。）が、少子高齢化に対応した若年労働者を確保し、又はドライバーの育成及び運転技術の向上を図るため、本要綱で定める運転免許（以下「免許」という。）を従業員に取得させるために負担した費用の一部助成について必要な事項を定める。

## (助成対象)

第2条 助成対象の会員、従業員及び免許の種別は次のとおりとする。

(1) 従業員の免許取得費用の全部又は一部を負担した会員を対象とする。

年度途中に入会した場合は、入会日以降の免許取得を対象とする。

ただし、会費未納及び社会保険等の未加入会員は、除くものとする。

(2) 県内営業所に所属し、事業用トラックの運転業務に従事する従業員を対象とする。

運転者として採用した高等学校新卒者（申請を行う年度の前年度卒業者（以下「新卒者」という。）については、在学中の取得費用も対象とすることができる。

ただし、個人で負担した費用については、助成しない。

なお、助成を受けた従業員の同一免許の再取得に係る助成は行わない。

(3) 免許の種別は、大型免許（限定解除を含む。）、中型免許（限定解除を含む。）、けん引免許、準中型免許（限定解除を含む。）を対象とする。

## (助成対象費用)

第3条 助成費用は、消費税を除く教習受講料及びテキスト代等の教習費用とする。

なお、自動車教習所等への通学費用や運転免許試験受験料等は、対象外とする。

## (助成額)

第4条 助成額、助成人数及び助成の上限額は次のとおりとする。

(1) 助成額は、第3条に定める費用のうち、会員が負担した費用（普通免許を併せて取得する場合は普通免許取得の費用を除く。）の2分の1の額（千円未満切り捨て）とし、1会員に対する助成人数は2名（ただし、安全性優良事業者（以下「Gマーク事業者」という。）に対する助成は5名）までとする。

なお、新卒者の免許取得助成については、人数の上限を設けない。

(2) 1名あたりの助成上限額は、別表1及び別表2（Gマーク事業者の場合に限る。）に定めるとおりとする。

ただし、Gマーク事業者の3人目からの助成については、別表3に定めるとおりとする。

(3) 複数の免許を同時に取得する場合は、上限額の高い額とする。

(予算総額)

第 5 条 予算総額は、別途定める額とする。

(助成対象期間)

第 6 条 助成対象期間は、前年度の 3 月 1 日から当該年度の 2 月末日までの間に免許を取得した  
ものとする。

2 助成申請期間は、当該年度の 4 月 1 日から 3 月 1 5 日までの間とする。

(実績報告及び助成金交付の請求)

第 7 条 会員が助成金の交付を受けようとするときは、次に掲げる必要書類等を会長に提出し  
請求するものとする。

(1) 運転免許取得助成事業実績報告書(助成金交付請求書)(様式 1)

(2) 免許取得者内訳書(別紙)

(3) 社会保険等への加入に係る誓約書兼在籍証明書(様式 3)

(4) 取得前及び取得後の運転免許証(写)

(5) 健康保険証(写)

(6) 自動車教習所等の入校を証明する書類〔入校申込書等(写)〕

(7) 自動車教習所等への支払いを証明する書類〔自動車教習所等発行の領収書等(写)〕

※領収書(写)は、会社宛又は事業主宛のみ有効で従業員個人宛の領収書(写)は不可

(8) 安全性優良事業所認定証(写) ※Gマーク事業者の場合に限る。

(9) 卒業証明書又は卒業証書(写) ※新卒者の場合に限る。

(10) 運転日報(写)

(11) その他当協会が必要と定めるもの

(助成金の交付決定通知)

第 8 条 当協会は、前条に基づく実績報告及び助成金交付の請求があったときは、速やかにその  
報告を審査し、条件に適合すると認めたときは、予算の範囲内において交付決定を行い、  
交付決定通知書(様式 2)により会員に通知するものとする。

(助成金の交付)

第 9 条 当協会は、交付決定通知後、速やかに助成金を会員に交付するものとする。

(助成金の返還)

第 10 条 当協会は、次の各号のいずれかに該当するときは、会員に対し、既に交付した助成金  
の返還を求めることができる。

(1) この要綱その他当協会が定める事項に違反したとき

(2) 虚偽その他不正な手段により助成金の交付を受けたとき

(情報開示)

第 11 条 助成金交付請求にかかる個人情報については、免許取得に係る事実確認のため当該自動  
車教習所等に照会する場合を除き、第三者への開示は行わないものとする。

(その他必要な事項)

第12条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関するその他の必要事項は、会長が別にこれを定める。

附則 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

この要綱は、平成27年5月26日から施行し、改正後の規定は、平成27年4月1日から適用する。

この要綱は、平成29年4月1日から適用する。

この要綱は、平成30年4月1日から適用する。

この要綱は、平成31年4月1日から適用する。

この要綱は、令和3年4月1日から適用する。

別表 1

免許種別	1名あたりの助成上限額
大型免許（限定解除を含む。）	80,000円 ただし、限定解除については、 40,000円
中型免許（限定解除を含む。）	40,000円
けん引免許	40,000円
準中型免許	40,000円
準中型免許（限定解除）	25,000円

別表 2（Gマーク事業者の場合に限る。）

免許種別	1名あたりの助成上限額
大型免許（限定解除を含む。）	100,000円 ただし、限定解除については、 50,000円
中型免許（限定解除を含む。）	50,000円
けん引免許	50,000円
準中型免許	50,000円
準中型免許（限定解除）	30,000円

別表 3（Gマーク事業者の3人目からの助成額）

免許種別	1名あたりの助成上限額
大型免許（限定解除を含む。）	50,000円 ただし、限定解除については、 25,000円
中型免許（限定解除を含む。）	25,000円
けん引免許	25,000円
準中型免許	25,000円
準中型免許（限定解除）	15,000円



令和 年 月 日

### 運転免許取得助成事業実績報告書 (助成金交付請求書)

公益社団法人 鹿児島県トラック協会長 殿

〈申請者〉  
住 所  
名 称  
氏 名 印  
電話番号 担当者 ( )

運転免許取得助成事業交付要綱の第7条に基づき、助成金を下記のとおり申請します。

記

<b>助成金請求額</b>	<b>円</b>
---------------	----------

- 1. 運転免許取得者内訳書 別紙のとおり
- 2. 振込先口座 ・(銀行名) \_\_\_\_\_ 銀行・信用金庫 (支店名) \_\_\_\_\_支店  
 ・(預 金) 普通 ・ 当座 ・(口座番号) \_\_\_\_\_  
 ・(口座名義) <sup>ふりがな</sup> \_\_\_\_\_

#### 3. 添付書類

- ① 社会保険等加入に係る誓約書兼在籍証明書(様式3)
- ② 取得前及び取得後の運転免許証(写)
- ③ 健康保険証(写)
- ④ 自動車教習所等の入校を証明する書類[入校申込書等(写)]
- ⑤ 自動車教習所等への支払いを証明する書類[自動車教習所等発行の領収証等(写)]
- ⑥ 安全性優良事業所認定証(写) ※Gマーク事業者の場合に限る。
- ⑦ 卒業証明書又は卒業証書(写) ※新卒者の場合に限る。
- ⑧ 運転日報(写)
- ⑨ その他当協会が必要と定めるもの

受付日
受付NO

## 1. 免許取得者内訳書（取得免許種別は、いずれかに○印を付してください。）

取得免許種別	・大型免許		・大型免許(限定解除を含む。)					
	・中型免許		・中型免許(限定解除を含む。)					
	・けん引免許							
	・準中型免許		・準中型免許(限定解除を含む。)					
免許取得者	ふりがな							
	氏名							
	生年月日	昭和・平成	年	月	日	年齢：	才	
	免許取得日	令和	年	月	日			
高校卒業年月日	令和	年	月	日	※新卒者の場合に限る。			
自動車教習所等名称								
Gマーク認定証番号 (該当する場合のみ記入)								
	有効期間：		年	月	日～	年	月	日 (年間)
免許取得費用			円	参考：普通免許取得費用 (円) ※新卒者の場合に限る。				
助成金請求額			円					

○内訳書は、免許取得者ごとに作成し、添付してください。

殿

公益社団法人 鹿児島県トラック協会  
会 長 鳥 部 敏 雄

## 交付決定通知書

令和 年 月 日付で助成金交付請求のあった（運転免許取得助成事業助成金）  
は、下記のとおり交付することとしましたので通知します。

記

交付請求額	円
交付決定額	円

以 上

公益社団法人 鹿児島県トラック協会長 殿

住 所  
事業者名  
代表者名

印

## 誓 約 書

弊社は、助成金交付請求書（運転免許取得助成事業実施報告書）の申請に対し、社会保険等については、適正に手続き加入していることを誓約いたします。

なお、助成金受領後に運転免許取得助成事業要綱第10条に基づく事実が判明した場合、助成金を返還いたします。

---

## 在 籍 証 明 書

運転免許取得助成事業において、申請対象者である下記の者は現在当社に在籍していることを証明いたします。

記

1. 氏 名	
2. 現 住 所	
3. 生 年 月 日	昭和・平成 年 月 日
4. 入 社 年 月 日	年 月 日
5. 現在就いている職務内容	(例：運転者等)
6. その他	

**※提出に際しては、健康保険証（写）を添付してください。**